

東京都議会の信頼回復に関する決議（案）

本年3月、東京都議会が東京地方検察庁に提出していた、元東京都副知事濱渦武生氏と元政策報道室理事赤星經昭氏に対する虚偽の陳述についての告発が不起訴処分とされ、その理由は「嫌疑不十分」であると告知された。

地方自治法第100条に基づく告発は、偽証罪による刑事処分を前提としていることから、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠であり、都議会議員が与えられた権限を濫用し、関係者の基本的人権を損なうことのないよう慎重に対応すべきであることは当然である。

「嫌疑不十分」と判断されたことにより、都議会が行った告発が証拠不十分で合理的でなかったということが明らかにされた。これは、都政史上最大の汚点であり、また、大失態である。とりわけ、豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会の証人尋問に協力した両氏に、いわれのない疑いをかけ、名譽を著しく傷つけた都議会の責任は重大であると言わざるを得ない。

さらに、告発に対し、正論を主張した河野ゆうき委員に対しても、理不尽な問責決議が強行可決された。この問責決議も、告発と同様に、都議会が犯したもう一つの大きな過ちであり、取り消されなければならない。

よって、東京都議会は、真摯に反省し、両氏に深く謝罪するとともに、河野委員に対する問責決議を取り消し、このようななづさんな告発や理不尽な問責決議が二度と繰り返されることのないよう、公平かつ適正な議会運営を心掛け、地方議会としての権威と信頼の回復に全力で取り組んでいくものである。

以上、決議する。

平成30年6月 日

東京都議会